# 防災指針 (素案)

# 1. 防災指針の概要

# (1) 背景と目的

全国的に頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制、 移転の促進、防災まちづくりの推進の観点から総合的な対策を講じることが喫緊の課題となっていま す。

令和2年6月には、都市再生特別措置法が改正され、防災の観点を取り入れたまちづくりを加速化させるため、立地適正化計画の記載事項として、居住誘導区域内の防災対策を記載する「防災指針」が定められました。

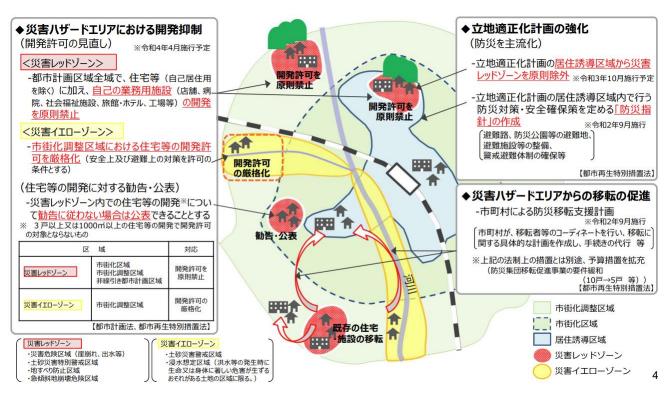


図 激甚化する自然災害への対応(都市計画法、都市再生特別措置法の改正)

出典:国土交通省

# (2) 防災指針のイメージ

防災指針の作成に当たっては、防災部局が保有する災害リスク情報と都市部局が保有する都市計画情報を重ね合わせることにより、都市の災害リスクの「見える化」を行うなど、都市が抱える防災上の課題を分析の上、防災まちづくりの将来像や目標等を明確にし、ハード・ソフトの両面からの安全確保の対策を位置付けることが必要です。

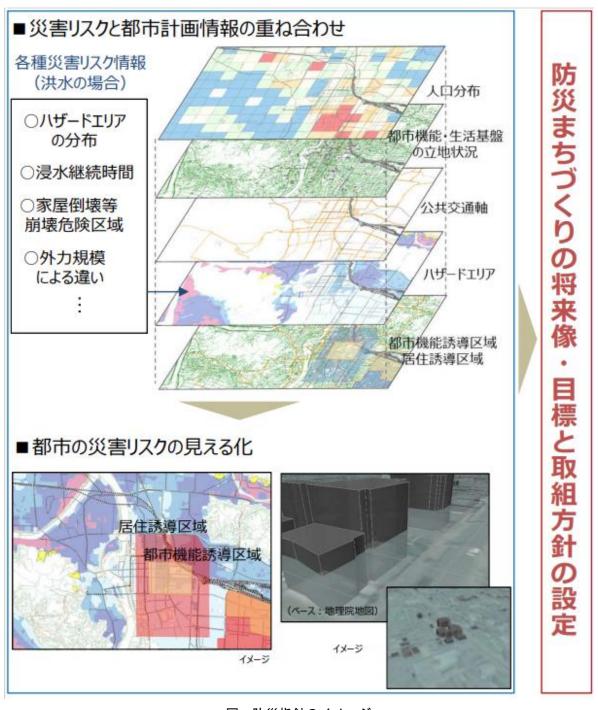


図 防災指針のイメージ

出典:国土交通省

# 2. 災害リスク分析

# (1) 整理するハザード及び都市情報、分析の考え方

改訂計画においては、佐倉市で想定される以下の災害ハザードについて都市情報を組み合わせ、災害種別毎・地区別の災害リスクを整理・分析します。

ハザード	区域等	情報	位置付け
		区域	水防法
洪水	洪水浸水想定区域	浸水深	水防法施行規則
<del>八</del> 八	(想定最大規模)	洪水継続時間(長期浸水)	洪水浸水想定区域作成マニュアル
		家屋倒壊等氾濫想定区域	(第4版)
雨水出水	   雨水出水(内水)浸水想	区域	水防法
(内水)	定区域	浸水深	水防法施行規則
(F3/K)	<b>足</b> 色		内水浸水想定区域図作成マニュアル
	土砂災害警戒区域		土砂災害警戒区域等における土砂災
	(イエローゾーン)	_	害対策の推進に関する法律
	土砂災害特別警戒区域	_	
1 x1 ((( dz	(レッドゾーン)		
土砂災害	基礎調査予定箇所	_	
	急傾斜地崩壊危険区域		急傾斜地の崩壊による災害の防止に
	(レッドゾーン)	_	関する法律
	大規模盛土造成地	-	宅地造成等規制法
その他	in es	震度	佐倉市防災アセスメント調査におけ
	地震	液状化	る東京湾北部地震の被害想定

# 災害ハザード情報 都市情報 分析の視点 洪水浸水想定区域 人口メッシュ(人口分布) ・円滑に避難可能か (想定最大規模) 人口メッシュ(高齢化率) 早期の避難に困難があるか 家屋倒壊等氾濫想定区域 ・早期の避難に困難があるか 避難所 ・避難所が活用可能か 長期浸水(3日以上)想定区域 緊急輸送道路 ・緊急時に円滑な輸送が可能か 内水浸水想定区域 ・垂直避難が可能か(洪水・内水) 土砂災害(特別)警戒区域 ・家屋倒壊等の危険がないか 家屋(階数) ・長期間孤立する可能性があるか 急傾斜地崩壊危険区域 各誘導区域 ・居住誘導区域として適切か 大規模盛土造成地

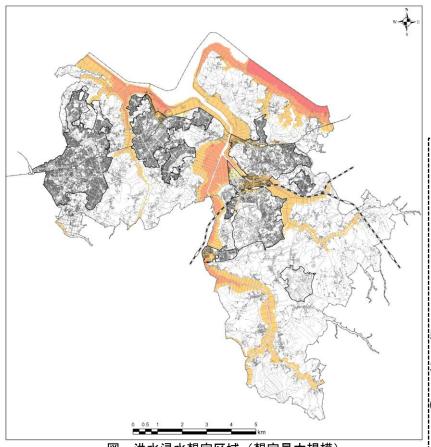


図 洪水浸水想定区域 (想定最大規模)

(出典:千葉県資料)

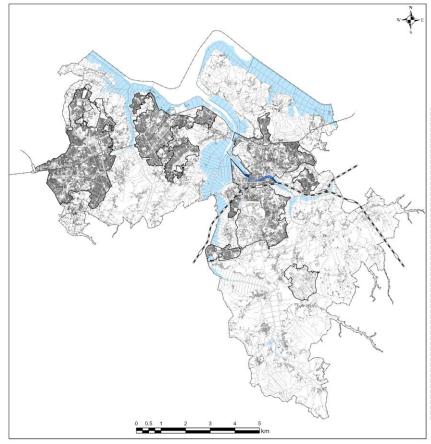
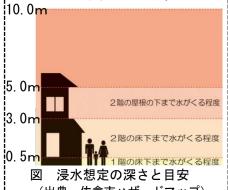


図 長期浸水(3日以上)区域、家屋倒壊等氾濫想定区域 (出典:佐倉市資料)

# 凡例 洪水浸水深想定区域 0.5m未満 0.5m以上以上3.0m未満 3.0m以上以上5.0m未満 ■ 5.0m以上以上10.0m未満 10.0m以上 市街化区域 / 行政界

# 【洪水浸水想定区域 (想定最大規模)】

・想定される最大規模の降雨(1000 年に1度程度)によって利根川、 高崎川及び印旛沼流域の河川、勝 田川が氾濫した場合の浸水が想 定される区域、深さです。



(出典:佐倉市ハザードマップ)

# 凡例

長期浸水区域(3日間以上浸水)

高崎川\_家屋倒壊等氾濫想定区域(河川浸食)

7 市街化区域 行政界

# 【長期浸水区域(3日間以上浸水)】

- ・水、食料の備蓄状況等を踏まえる と、3日以上の浸水が継続する場 合は、区域外避難が妥当とされて います\*。
- ・その場にとどまると、避難・支援 が困難になることから、区域外へ の立ち退き避難を検討する必要 があります。

※内閣府:洪水・高潮氾濫からの大規模・広 域避難検討 WG

# 【家屋倒壊等氾濫想定区域】

- 洪水の際に河岸が削られ、家屋が 倒壊する恐れのある区域です。
- ・屋内避難ではなく、区域外への立 ち退き避難を検討する必要があ ります。

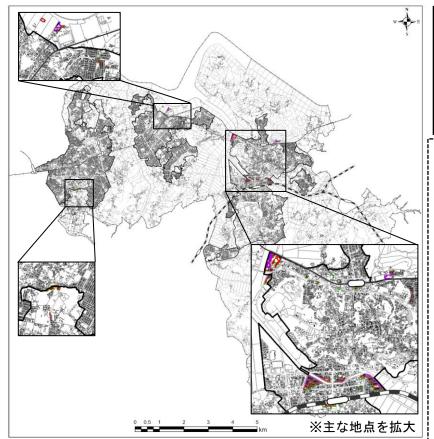


図 内水浸水想定区域

(出典:佐倉市資料)

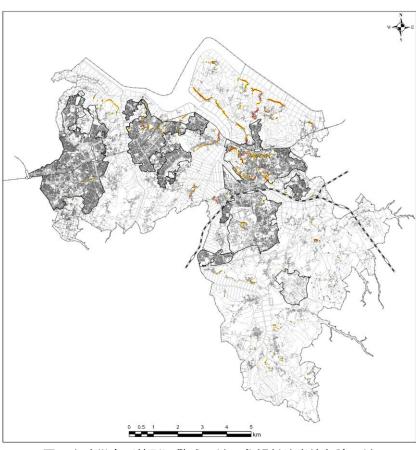


図 土砂災害(特別)警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域 (出典:千葉県資料)

# 凡例

# 内水浸水想定区域

0.15m以上0.3m未満

0.3m以上0.5m未満

0.5m以上1.0m未満

1.0m以上5.0m未満 市街化区域

へ . 行政男

# 【内水浸水想定区域】

- ・内水浸水は、下水道施設の排水能 力を上回るような降雨や河川水 位が高く放流できない際に発生 する浸水です。
- ・浸水によるリスクは、洪水浸水 (外水氾濫) と同様です。



図 内水浸水のメカニズム (出典:国土交通省 内水浸水想定区 域図作成マニュアル(案))

# 凡例

急傾斜地崩壊危険区域

土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域

市街化区域

# 【土砂災害(特別)警戒区域】

- ・土砂災害防止法に基づき、県が指定 する、住民等の生命又は身体に危害 が生ずるおそれがあると認められ る区域です。
- (土砂災害警戒区域)
- ⇒住民の生命又は身体に危害が生 じるおそれのある区域
- (土砂災害特別警戒区域)
- ⇒建築物に損壊が生じ、住民等の生 命又は身体に著しい危害が生じ るおそれがある区域
- ・佐倉市における土砂災害では、「がけ 崩れ(急傾斜地の崩壊)」の危険性が あります。

# 【急傾斜地崩壊危険区域】

・急傾斜地の崩壊による災害の防止に 関する法律に基づき、県が指定する 傾斜地やこれらに隣接する土地の うち、斜面の崩壊により住民の生命 に危害のおそれのある区域です。

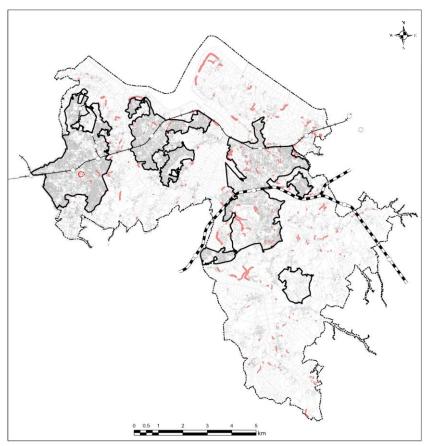


図 基礎調査予定箇所

# (出典:千葉県資料)

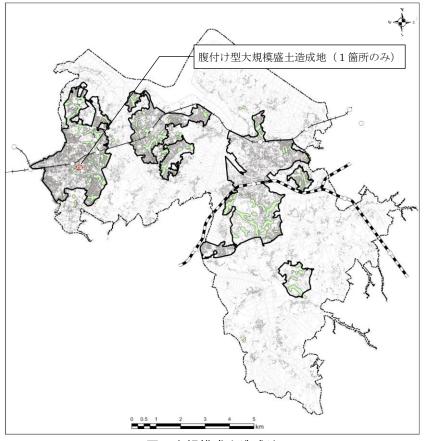


図 大規模盛土造成地

(出典:佐倉市資料)

# 凡例 基礎調査予定箇所 市街化区域 へ 行政界

# 【基礎調査予定箇所】(土砂災害警戒 区域等における土砂災害対策の推進 に関する法律)

- ・千葉県が最新の高精度の地形情報 や市町からの情報提供により選定 した土砂災害の危険箇所です。
- ・概ね5年間(令和3年度から7年度)での区域指定完了を目指し、計画的に基礎調査及び区域指定の手続きを進めています。

# 凡例

大規模盛土造成地

腹付け型谷埋め型

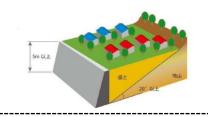
市街化区域

# 【大規模盛土造成地】

・谷を埋め立てた造成地で、盛土の面 積が3,000平方メートル以上のも の(谷埋め型大規模盛土造成地)



・傾斜地に盛土した造成地で、造成前の原地盤の勾配が20度以上、かつ盛土の高さが5メートル以上のもの(腹付け型大規模盛土造成地)



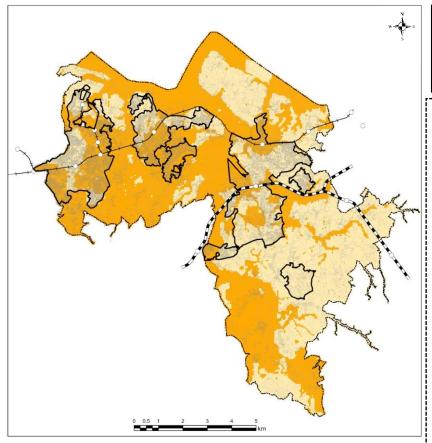


図 震度想定 (東京湾北部地震)

(出典:佐倉市資料)

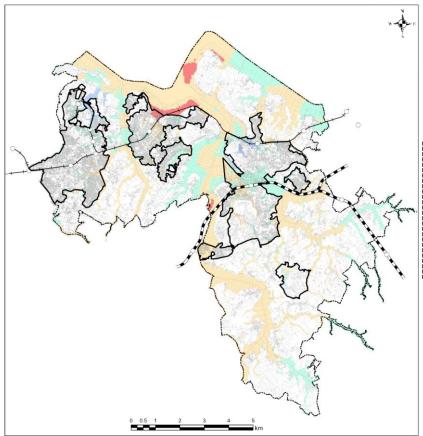


図 液状化想定 (東京湾北部地震)

(出典:佐倉市資料)

# **几例**5強 6弱 一 市街化区域 へ 行政界

# 【震度】

- ・東京湾北部地震は、中央防災会議が想定した首都直下地震のうち、 千葉県に最も大きな影響を与える地震で、想定されるマグニチュードは M7.3 です。
- ・佐倉市において予想される揺れ の強さ(震度)は5強から6弱で す。



# 八例液状化対象外可能性は極めて低い可能性は低い可能性がある可能性が高い市街化区域行政界

# 【液状化】

- ・震度想定と同様に東京湾北部地震 における被害想定です。
- 液状化の発生は、主に市北部の印旛 沼周辺の低地、台地間の狭い谷底 や後背湿地、各河川沿川で想定さ れています。

# (2) 災害リスクの高い地域の抽出

# ①洪水浸水想定区域(最大想定規模)

# 【ハザード情報×人口メッシュ (人口分布)、各誘導区域、避難所、緊急輸送道路】

- 主に市街化調整区域の河川沿いで、3.0m以上の洪水浸水が想定され、一部は住宅が立地しています。
- 市街化区域のうち、JR佐倉駅北側、京成佐倉駅北側周辺、印旛沼周辺の一部、山王の一部で、0.5m以上の洪水浸水が想定されます。

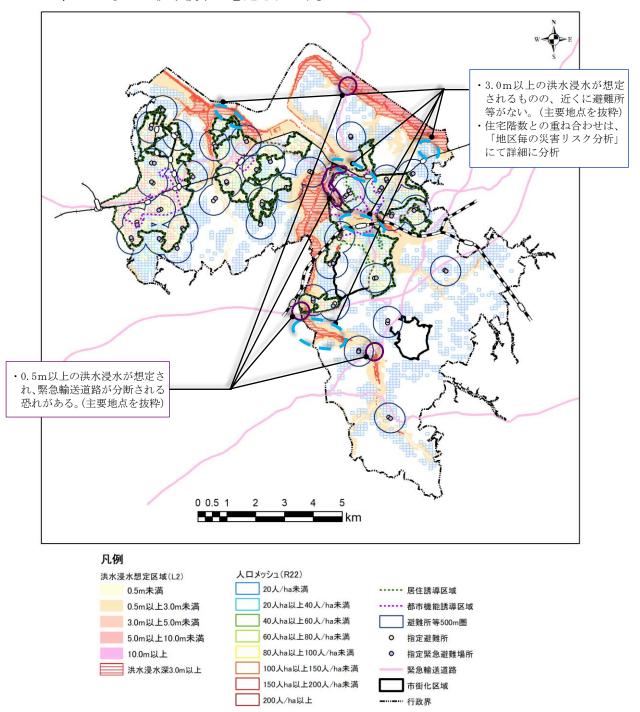


図 洪水浸水想定区域(最大想定規模)と都市情報の重ね合わせ

# ②洪水浸水想定区域(家屋倒壊等氾濫想定区域、長期浸水 (3日以上)区域) 【ハザード情報×人口メッシュ(人口分布)、各誘導区域、避難所、緊急輸送道路】

- 市街化調整区域の河川沿いで、長期浸水が(3日以上浸水)想定されています。
- 長期浸水(3日以上)区域は、洪水浸水想定区域(想定最大規模)の浸水深3.0m以上の区域と概ね一致します。
- 市街化区域内のJR佐倉駅北側の河川沿いの一部では、家屋倒壊等氾濫想定区域が指定されています。

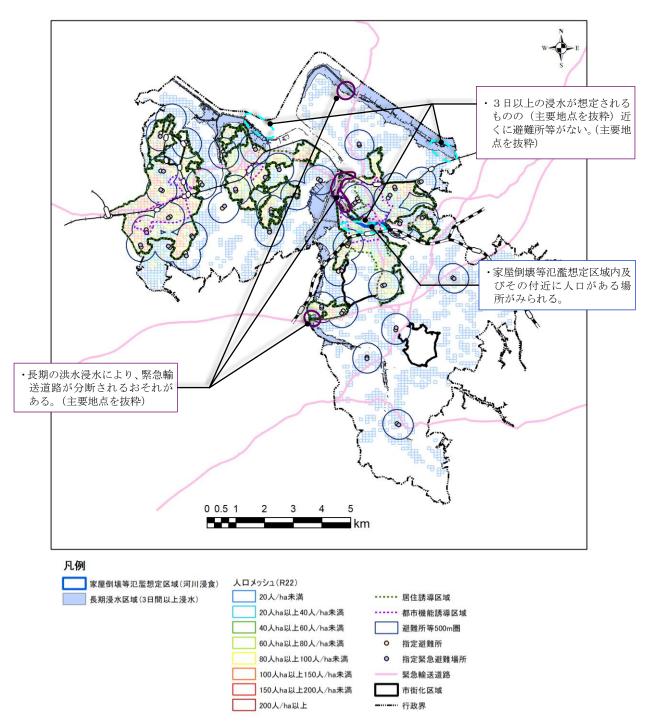


図 洪水浸水想定区域 (家屋倒壊等氾濫想定区域、長期浸水 (3日以上)区域)と 都市情報の重ね合わせ

# ③内水浸水想定区域(避難場所・緊急輸送道路、各誘導区域、人口メッシュ) 【ハザード情報×人口メッシュ(人口分布)、各誘導区域、避難所、緊急輸送道路】

○ 内水浸水は市内に点在しており、市街化区域内のJR佐倉駅北部及び京成佐倉駅東部、西部、 京成臼井駅北部の市街化調整区域の一部で、0.5m以上が想定されています。

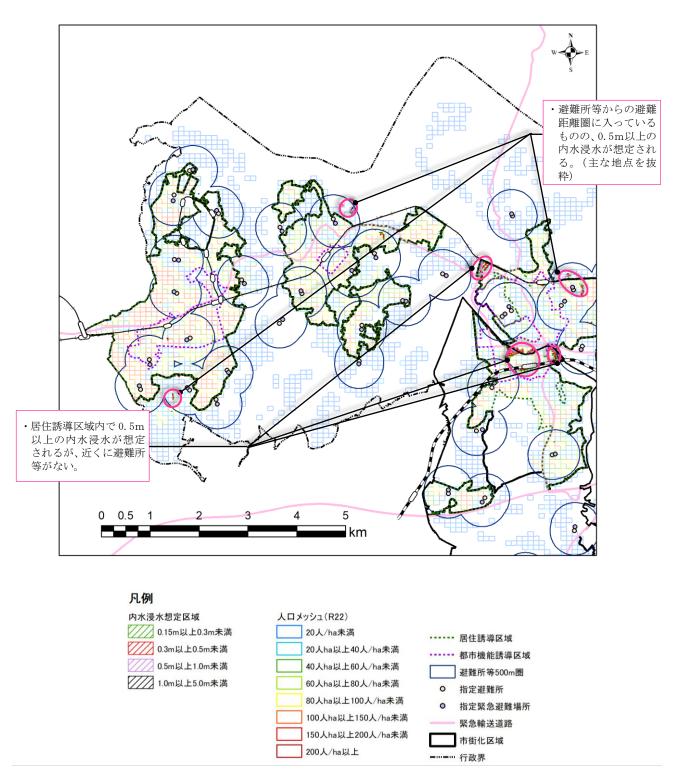


図 内水浸水想定区域と都市情報の重ね合わせ

# ④土砂災害(特別)警戒区域等(避難場所・緊急輸送道路、各誘導区域、人口メッシュ) 【ハザード情報×人口メッシュ(人口分布)、各誘導区域、避難所、緊急輸送道路】

○ 土砂災害(特別)警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域が市内に点在しています。

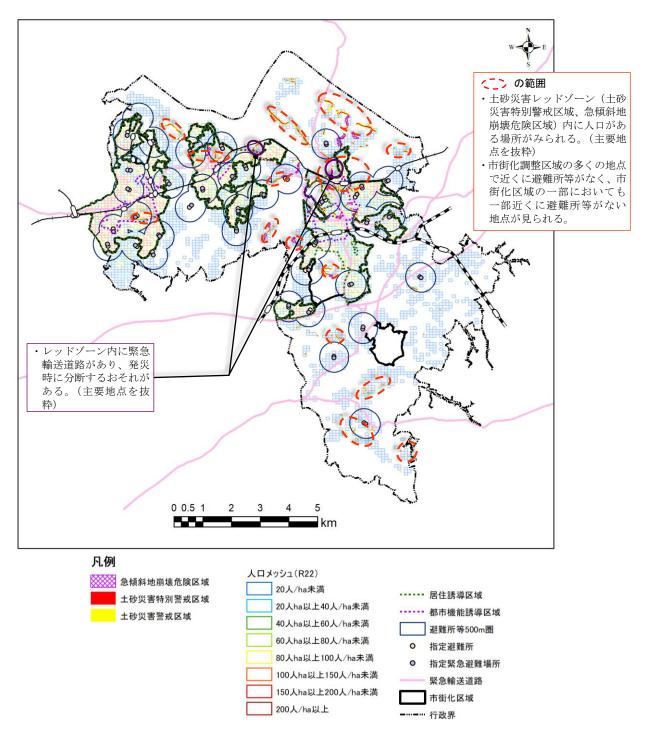


図 土砂災害警戒区域等と都市情報の重ね合わせ

# ⑤大規模盛土造成地

# 【ハザード情報×人口メッシュ(人口分布)、各誘導区域、避難所、緊急輸送道路】

○ 大規模盛土造成地は、市街化区域を中心に 136 箇所(谷埋め型大規模盛土造成地 135 箇所、腹付け型大規模盛土造成地 1 箇所)存在します。今後、危険性が高い箇所において滑動崩落が生じる可能性があるどうか、調査を進めています。

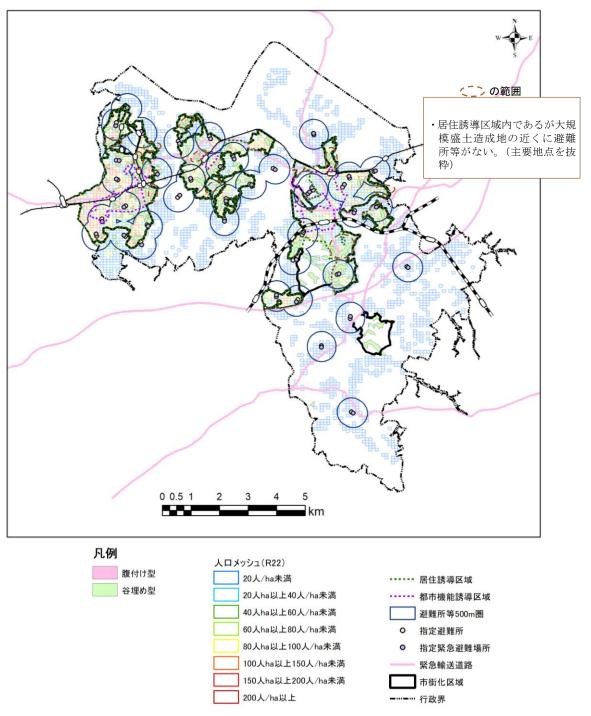
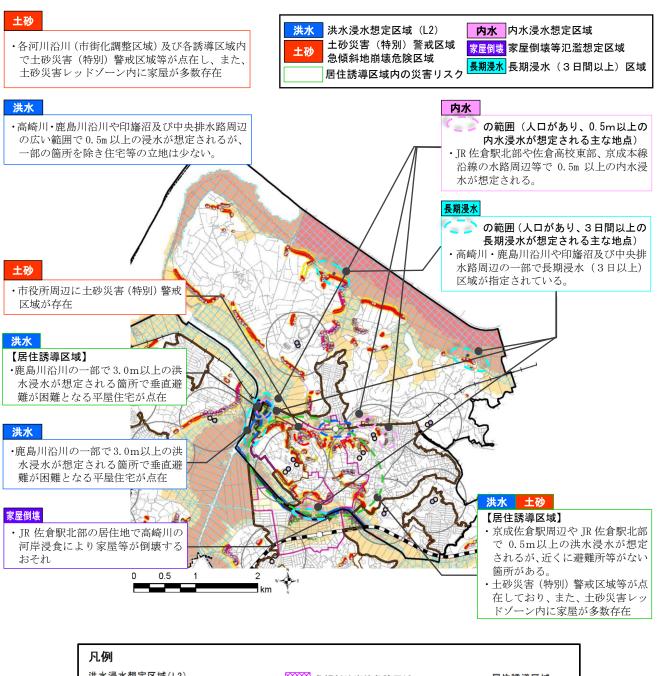


図 大規模盛土造成地と都市情報の重ね合わせ

# (3)地区別の災害リスク分析

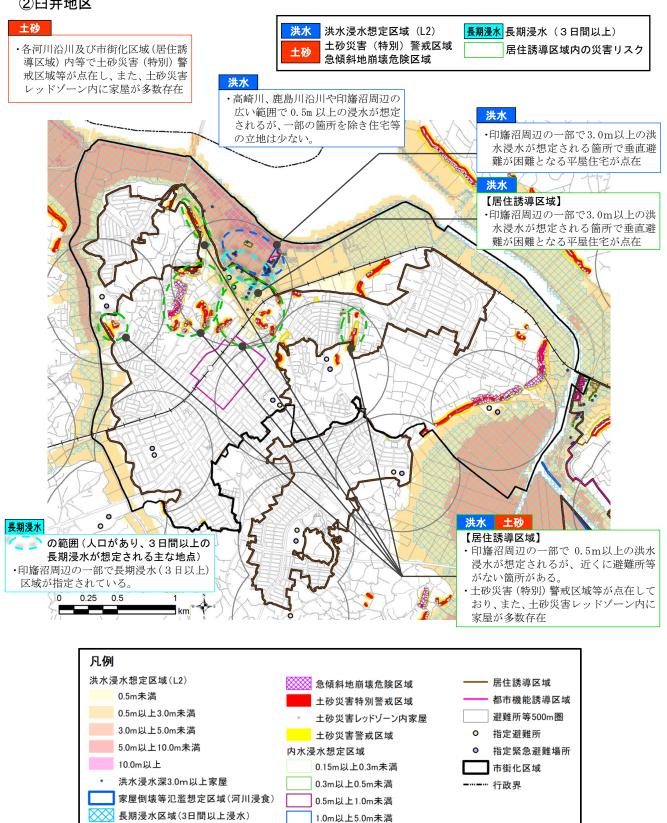
# ①佐倉地区



### 洪水浸水想定区域(L2) 急傾斜地崩壊危険区域 - 居住誘導区域 0.5m未満 都市機能誘導区域 土砂災害特別警戒区域 0.5m以上3.0m未満 土砂災害レッドゾーン内家屋 避難所等500m圏 3.0m以上5.0m未満 土砂災害警戒区域 指定避難所 5.0m以上10.0m未満 0 内水浸水想定区域 指定緊急避難場所 10.0m以上 0.15m以上0.3m未満 市街化区域 洪水浸水深3.0m以上家屋 0.3m以上0.5m未満 ----- 行政界 家屋倒壊等氾濫想定区域(河川浸食) 0.5m以上1.0m未満 長期浸水区域(3日間以上浸水) 1.0m以上5.0m未満

図 各種ハザード×避難所・家屋(佐倉地区)

# ②臼井地区



各種災害情報と避難所、家屋の重ね合わせ(臼井地区)

# ③志津・ユーカリが丘地区 洪水浸水想定区域(L2) 土砂災害(特別)警戒区域 土砂 急傾斜地崩壊危険区域 洪水 長期浸水 長期浸水 (3日間以上)区域 ・小竹川沿川の一部で3.0m以 居住誘導区域内の災害リスク 上の洪水浸水が想定される 箇所で垂直避難が困難とな る平屋住宅が点在 ・小竹川、手繰川沿川や印旛沼周辺の 広い範囲で 0.5m 以上の浸水が想定 されるが、一部の箇所を除き住宅等 の立地は少ない。 土砂 ·各河川沿川(市街化調整区域)等 で土砂災害 (特別) 警戒区域等が 点在し、また、土砂災害レッドゾ ーン内に家屋が多数存在 長期浸水 【居住誘導区域】 ◯◯◯ の範囲(人口があり、3日間 ・市道 I-9 号線沿線で土砂災害(特 以上の長期浸水が想定され 別) 警戒区域等が点在しており、ま る主な地点) た、土砂災害レッドゾーン内に家 ・小竹川沿川の一部で浸水時の長期 屋が多数存在 孤立が懸念される。 0.5 凡例 洪水浸水想定区域(L2) - 居住誘導区域 💢 急傾斜地崩壊危険区域 0.5m未満 土砂災害特別警戒区域 都市機能誘導区域 0.5m以上3.0m未満 避難所等500m圏 土砂災害レッドゾーン内家屋 3.0m以上5.0m未満 ○ 指定避難所 土砂災害警戒区域 5.0m以上10.0m未満 内水浸水想定区域 ○ 指定緊急避難場所 10.0m以上 0.15m以上0.3m未満 市街化区域 洪水浸水深3.0m以上家屋 0.3m以上0.5m未満 ----- 行政界 家屋倒壊等氾濫想定区域(河川浸食) 0.5m以上1.0m未満 長期浸水区域(3日間以上浸水) 1.0m以上5.0m未満

図 各種災害情報と避難所、家屋の重ね合わせ(志津・ユーカリが丘地区)

# 4)根郷地区

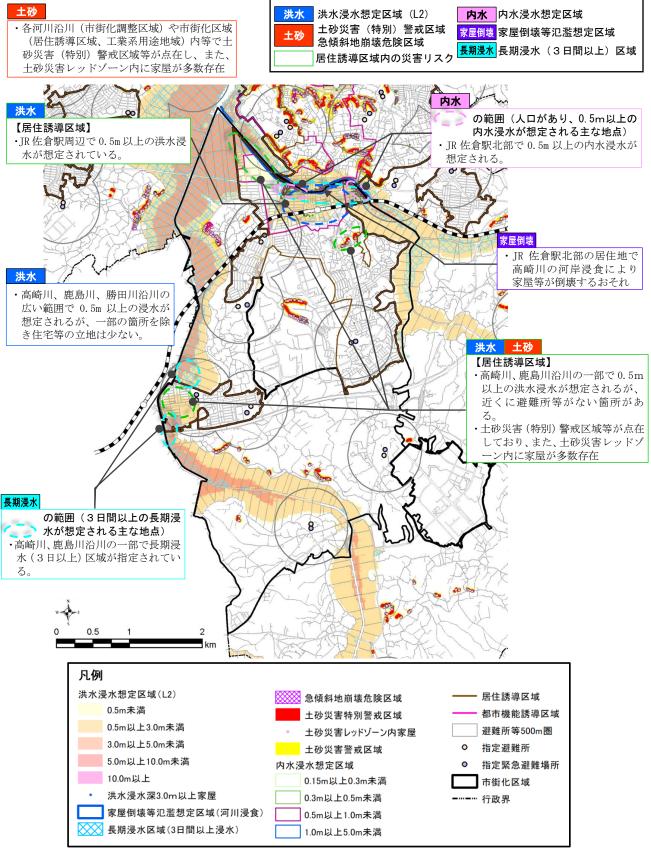


図 各種災害情報と避難所、家屋の重ね合わせ(根郷地区)

# ⑤和田地区

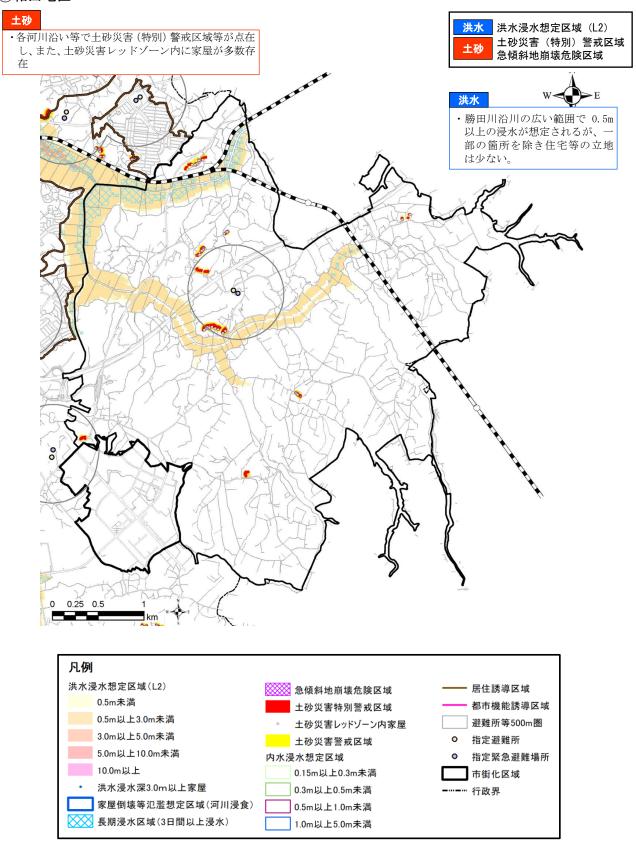


図 各種災害情報と避難所、家屋の重ね合わせ(和田地区)

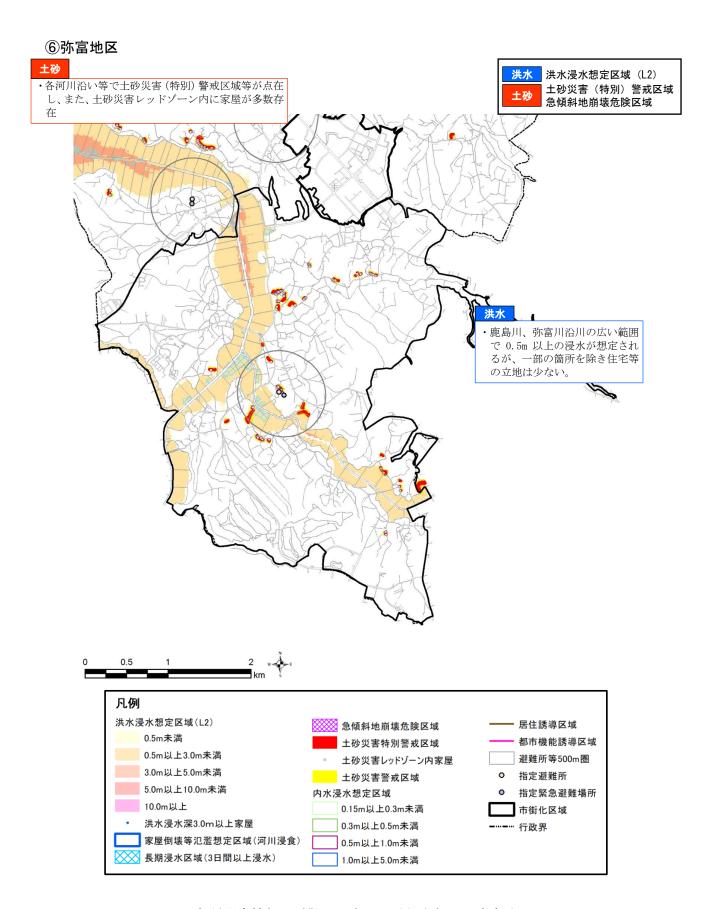


図 各種災害情報と避難所、家屋の重ね合わせ(弥富地区)

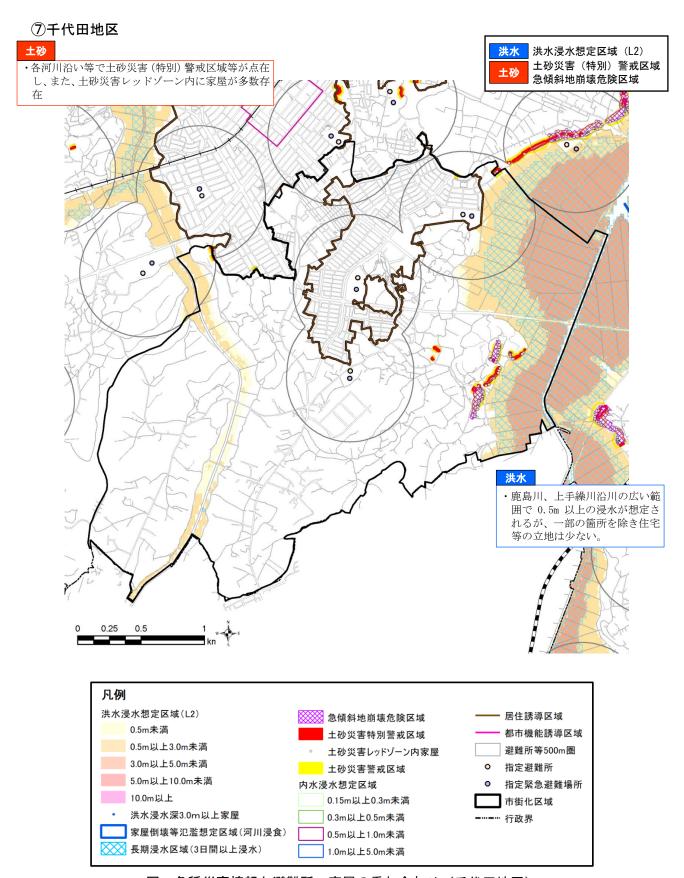


図 各種災害情報と避難所、家屋の重ね合わせ(千代田地区)

# (4) 災害リスクの現状及び課題の整理

「災害リスクの高い地域の抽出」及び「地区別の災害リスク分析」を踏まえ、防災・減災に向けた課題を以下のとおり整理します。

表 災害種別毎の災害リスクの現状及び課題

災害					
種別	情報	現状	課題		
洪水	浸水想定区域 (L2)	●3.0m以上の洪水浸水が想定される箇所で、垂直避難が困難となる平屋住宅が点在 ●浸水想定区域内に居住誘導区域、都市機能誘導区域があり、家屋が多数存在 ●指定避難所(指定緊急避難場所)から500m圏外に浸水想定区域が存在 ●指定避難所(指定緊急避難場所)に浸水想定区域が存在 ●類急輸送道路に 0.5m以上の浸水が想定	<ul> <li>●垂直避難が困難な建物(人)がある。</li> <li>●人口が多い箇所があり、円滑な避難が困難な可能性がある。</li> <li>●居住誘導区域の見直しや対応策の検討が必要</li> <li>●早期の避難が必要な人が多い。</li> <li>●早期に不通になる避難路が発生する可能性がある。</li> <li>●避難が円滑に行われない場合は孤立する可能性がある。</li> <li>●要配慮者等に危険が生じる可能性がある。</li> <li>●避難施設等が活用できない可能性がある。</li> <li>●緊急輸送道路が浸水により分断される可能性がある。</li> </ul>		
	家屋倒壊等氾濫 想定区域	●都市機能誘導区域内で、洪水時 河川浸食区域が存在し、家屋等 が倒壊するおそれがある。	<ul><li>●木造家屋の場合、家屋倒壊の危険性がある。</li><li>●居住誘導区域の見直しや対応策の検討が必要</li></ul>		
	長期浸水想定区域	<ul><li>●市街化区域内で長期浸水想定 区域が存在</li><li>●指定避難所(指定緊急避難場 所)から500m圏外に、長期浸 水想定区域が存在し、浸水時の 長期孤立が懸念</li></ul>	<ul><li>●人口が集積している箇所がある。</li><li>●長期にわたり孤立、インフラ施設等が使用できない可能性がある。</li></ul>		
内水	浸水想定区域	●市街化区域内で内水浸水想定 区域が存在	●床上浸水が懸念され、浸水時の避難が困難にな る可能性がある。		
土砂災害	レッドゾーン ・土砂災害特別 警戒区域 ・急傾斜地崩壊 危険区域 イエローゾ害警戒 ・土砂災害域	●土砂災害(特別)警戒区域等が 点在しており、レッドゾーン内 に家屋が多数存在 ●都市機能誘導区域、居住誘導区 域内にもレッドゾーンが存在 ●指定避難所(指定緊急避難場 所)にレッドゾーン、イエロー ゾーンが存在 ●緊急輸送道路にレッド・イエロ ーゾーンが指定	<ul> <li>●複合災害が発生する可能性がある。</li> <li>●危険な区域に建物(人)が多く、人的・建物被害が想定される。</li> <li>●居住誘導区域の見直しや対応策の検討が必要</li> <li>●早期に不通になる避難路が発生する可能性がある。</li> <li>●避難が円滑に行われない場合は孤立する可能性がある。</li> <li>●要配慮者等に危険が生じる可能性がある。</li> <li>●避難施設等が活用できない可能性がある。</li> </ul>		
	大規模盛土 造成地	●大規模盛土造成地が 136 箇所 存在	<ul><li>●大規模盛土造成地において滑動崩落が生じる 可能性がある。</li></ul>		
その他	震度・液状化	<ul><li>●東京湾北部地震において、市全域で震度5強~6弱が想定</li><li>●印旛沼・河川沿川や臼井地区北部等で液状化の可能性がある。</li></ul>	<ul><li>●地震や液状化によって人的・建物被害が想定される。</li><li>●緊急輸送道路が道路の陥没や建物倒壊等により分断される可能性がある。</li></ul>		

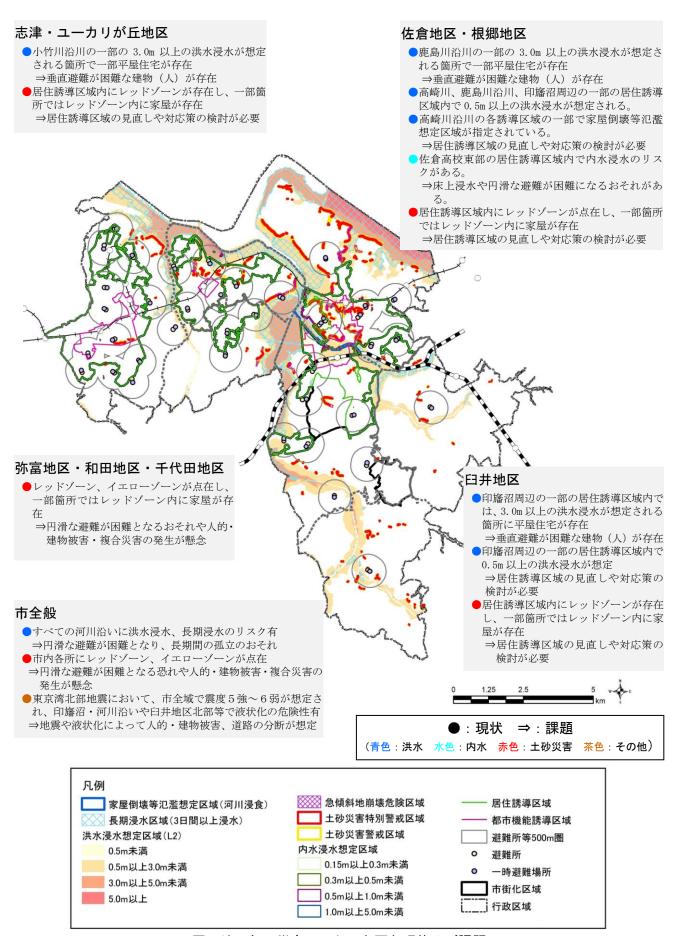


図 地区毎の災害リスクの主要な現状及び課題

# 3. 防災まちづくりの将来像

防災指針は、立地適正化計画と同様に都市マスタープランの一部であるとともに、防災関連計画である国土強靭化地域計画や地域防災計画と整合を図る必要があることから、以下のとおり防災まちづくりの将来像を設定します。

# 佐倉市都市マスタープラン(令和3年5月)

将来像 「都市と農村が共生するまち 佐倉」

# 基本目標2:安全・安心なまちづくり

(災害等への備えとライフラインの維持管理)

河川の改修などによる治水対策、災害による危険箇所がある区域の土地利用の抑制などを通じ、市民の生命や財産への被害を最小限に抑えられる都市を構築するとともに、自主防災組織などへの支援や防災に対する市民意識の向上を図り、自助・共助の防災力を高めていきます。

また、安全・快適な市民生活を支える都市基盤施設である上下水道などの供給処理施設は、適切な維持管理に取り組み、長寿命化を図ります。

さらに、新型コロナウイルスなどの感染症に対応する環境の整備について検討を進めます。

# 佐倉市国土強靭化地域計画(令和2年9月)

# 【計画策定の趣旨】

昨今の異常気象の頻発・激甚化や、首都直下地震の可能性など、今後はいつ大規模自然災害等が発生しても不思議ではない状況にあることを踏まえ、様々な大規模自然災害等が発生したとしても、市が機能不全に陥らず、市民の生命及び財産を守るために、本市の国土強靭化に関する指針として、佐倉市国土強靭化地域計画を策定します。

# 佐倉市地域防災計画(令和4年度修正)

# 【計画の目的】

災害予防、災害応急対策及び災害復旧について必要な対策を総合的かつ計画的に推進することにより、自助・共助・公助それぞれの主体が全機能を発揮し、かつ相互に連携して、住民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とします。

# 【防災まちづくりの将来像】

# 一市民の安全を確保し、災害に備えた安全・安心なまちー

- 居住誘導区域から災害リスクが高い地域を除外するなど、市民の生命や財産への被害を最小限 に抑える観点から、より安全な地域への居住を誘導し、自然災害による被害発生を防止します。
- 災害を未然に防ぐための基盤整備に加え、市民や事業者等と連携するなど、防災力が向上した 地域づくりを推進します。
- 上記のように、ハードとソフトの組み合わせにより、防災・減災対策を推進し、災害に備えた安全・安心なまちづくりを進めます。

# 4. 防災まちづくりの基本的な方針

- 防災指針では、安全なまちづくりを推進するために、災害リスクの高い地域を居住誘導区域から除外しつつ、居住誘導区域に残存する災害リスクに対しては防災・減災対策に取り組むことが必要です。
- 防災指針は、佐倉市都市マスタープランの方針や佐倉市国土強靭化地域計画、佐倉市地域防災計画 と連携し、「災害危険性からの回避」、「災害被害発生の防止(ハード対策)」、「市民や事業者等 と連携した防災力の向上(ソフト対策)」の視点から、基本的な方向性を示します。

# (1) 災害危険性からの回避

- 被害発生防止の観点から、災害リスクが高い地域は、居住誘導区域からの除外を検討することにより、市民の安全を確保します。
- 居住誘導区域以外の地域においては、土砂災害(特別)警戒区域・急傾斜地崩壊危険区域から安全な地域への移転促進等を検討します。

# (2) 災害被害発生の防止 (ハード対策)

- 国や県と連携し、河川整備や公共下水道の整備、土砂災害対策工事等を進め、災害の発生を未然 に防ぐ取組を推進します。
- 災害発生時においても円滑な避難体制・輸送体制を確保するため、道路インフラの整備、避難所 等や避難路の確保など、避難施設の充実と交通ネットワークの確保を目指します。

# (3)市民や事業者等と連携した防災力の向上(ソフト対策)

○ 避難情報・災害情報の伝達手段の多様化や防災ハザードマップの整備・提供など、市民や事業者などと連携したソフト対策の推進により、市民の安全・安心を確保し、防災力が向上した地域づくりを推進します。

# 5. 災害リスクを踏まえた居住誘導区域の検討

市内に点在する災害リスクや防災まちづくりの基本的な方針を踏まえ、都市計画運用指針に即しつつ、居住誘導区域を以下の考えを基に検討します。

# (1) 都市計画運用指針における居住誘導区域の考え方

# ①居住誘導区域を定めることが考えられる区域

番号	考え方
1)-1	都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺の区域
1)-2	都市の中心拠点及び生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、都
	市の中心拠点及び生活拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域
1)-3	合併前の旧町村の中心部等、都市機能や居住が一定程度集積している区域

# ②居住誘導区域に含まないこととされている区域

番号	各区域	佐倉市の状況
2-1	都市計画法第7条第1項に規定する市街化調整区域	0
2-2	建築基準法第39条第1項に規定する <mark>災害危険区域</mark> のうち、同条第2項 の規定に基づく条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されて いる区域	○ (=急傾斜地崩 壊危険区域)
2-3	農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域又は農地法第五条第二項第一号ロに掲げる農地若しくは採草放牧地の区域	一 (市街化区域内)
2-4	自然公園法第二十条第一項に規定する <mark>特別地域</mark>	_
2-5	森林法第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林の 区域	(市街化区域内)
2-6	自然環境保全法第十四条第一項に規定する <mark>原生自然環境保全地域</mark> 又は同 法第二十五条第一項に規定する特別地区	
2-7	森林法第三十条若しくは第三十条の二の規定により告示された保安林予 定森林の区域、同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区又 は同法第四十四条において準用する同法第三十条の規定により告示され た保安施設地区に予定された地区	一 (市街化区域内)
<b>2</b> -8	地すべり等防止法第3条第1項に規定する地すべり防止区域 ※災害防止のための措置が講じられている区域を除く。	_
②-2	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する <mark>急傾斜地崩壊危険区域</mark> ※災害防止のための措置が講じられている区域を除く。	0
2)-9	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 9 条第 1 項に規定する <mark>土砂災害特別警戒区域</mark>	0
②-10	特定都市河川浸水被害対策法第56条第1項に規定する <mark>浸水被害防止区</mark> 域	_

# ③原則として居住誘導区域に含まないこととすべき区域

番号	各区域	佐倉市の状況
(A) 1	津波防災地域づくりに関する法律第72条第1項に規定する津波災害特	
3-1	別警戒区域	
	災害危険区域(建築基準法第39条第1項に規定する災害危険区域のう	
3-2	ち、同条第2項の規定に基づく条例により住居の用に供する建築物の建	_
	築が禁止されている区域を除く。)	

# ④居住を誘導することが適当ではないと判断される区域(原則として居住誘導区域に含まないことと すべき区域)

番号	各区域	佐倉市の状況
<b>4</b> -1	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7	$\cap$
4) 1	条第1項に規定する土砂災害警戒区域	
	津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項に規定する津波災害警	
<b>4</b> -2	戒区域	_
<b>4</b> -3	水防法第14条第1項に規定する <mark>浸水想定区域</mark>	O
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第4	
	条第1項に規定する <mark>基礎調査</mark> 、津波防災地域づくりに関する法律第8条	
<b>4</b> -4	第1項に規定する津波浸水想定における浸水の区域、特定都市河川浸水	
	被害対策法第4条第4項に規定する都市浸水想定における <mark>都市浸水が想</mark>	O
	定される区域及びその他の調査結果等により判明した災害の発生のおそ	
	れのある区域	

# ⑤居住誘導区域に含めることについて、慎重に判断を行うことが望ましい区域

番号	各区域	佐倉市の状況	
	都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域のうち <mark>工業専用地</mark>	〇(工業専用地	
⑤-1	域、同項13号に規定する流通業務地区等、法令により住宅の建築が制	域、特別緑地保全	
	限されている区域	地区)	
	都市計画法第8条第1項第2号に規定する特別用途地区、同法第12条		
<b>⑤</b> -2	の4第1項第1号に規定する地区計画等のうち、条例により住宅の建築	(古朱小区村内)	
	が制限されている区域	(市街化区域内)	
	過去に住宅地化を進めたものの居住の集積が実現せず、空地等が散在し		
<b>⑤</b> -3	ている区域であって、人口等の将来見通しを勘案して今後は居住の誘導	0	
	を図るべきではないと市町村が判断する区域		
	工業系用途地域が定められているものの工場の移転により <mark>空地化が進展</mark>		
<b>⑤</b> -4	<mark>している区域</mark> であって、引き続き居住の誘導を図るべきではないと市町	_	
	村が判断する区域		

# (2) 佐倉市における居住誘導区域の考え方

都市計画運用指針及び現行計画における居住誘導区域の考え方に加え、佐倉市の現況を踏まえ、検 討の必要性が高い事項について、以下のとおり見直します。

番号	検討区域	21, 20,10	見直し方針			
②-1	市街化調整区域	都市計画運用	用指針及び現行計画を踏襲し、居住誘導区域に含めない。			
2-2	急傾斜地崩壊危険区域		都市計画運用指針及び現行計画を踏襲し、居住誘導区域に含めない。			
<u>(2)</u> -9	土砂災害特別警戒区域		用指針及び現行計画を踏襲し、居住誘導区域に含めない。			
<u>4</u> -1	土砂災害警戒区域		都市計画運用指針及び現行計画を踏襲し、居住誘導区域に含めない。			
<u> </u>	<u> </u>	浸水深	各種災害対策の推進等による避難体制の確保を前提に居			
		3.0m 未満	住誘導区域に含める。			
		0. om > t  -1	平屋建物の垂直避難が困難となり、1階以上が床上浸水			
<b>4</b> -3	洪水浸水想定区域	浸水深	となる浸水深 3.0m 以上の区域は、災害リスクや将来の人			
		3.0m以上	口を総合的に勘案し、居住誘導区域からの※ 除外が適当			
		o. om 5/1	と判断する場合は、居住誘導区域に含めない。			
	<u></u> 土砂災害警戒区域等における		C 1361 / W M I I I I I I I I I I I I I I I I I I			
	土砂災害防止対策の推進に関	土砂災害の危	     危険性が高く、今後計画的に区域指定が進められる箇所で			
4-4	する法律第4条第1項に規定					
	する基礎調査予定箇所	2 2 2 7 7 1 EB) 4 E 201 E 201 6 1 6 1 6 1 6 1 6 1 6 1 6 1 6 1 6 1 6				
	工業専用地域	都市計画運用	都市計画運用指針及び現行計画を踏襲し、居住誘導区域に含めない。			
5-1	特別緑地保全地区	都市計画運用指針に即し、居住誘導区域に含めない。				
			踏襲し、災害リスクを有する箇所や居住の誘導が困難な区			
	空地等が散在している区域で	域を除く市街化区域全域を居住誘導区域とする。ただし、将来人口の				
	あって、人口等の将来見通しを	減少が見込まれ、※2人口集積が困難となることが想定される区域につ				
<b>(5)</b> -3	勘案して今後は居住の誘導を	いては、災害リスクや将来の人口を総合的に勘案し、居住誘導区域か				
	図るべきではないと判断され	らの※'除外が適当と判断する場合は、居住誘導区域に含めない。				
	る区域	**   **   **   **   **   **   **   *				
		避難所等がる	不足する地域に対しては、避難所等の新規整備や各種災害			
	避難所等から 500m以上離れ	対策を推進す	することを前提に居住誘導区域に含める。ただし、災害リ			
その他	ている区域	スクや将来の人口を総合的に勘案し、居住誘導区域からの※'除外が適				
		当と判断する場合 は、居住誘導区域に含めない。				
	企業立地を推進する工業系用					
	途地域	現行計画を置	沓襲し、居住誘導区域に含めない。			
	公共の土地利用がされ、居住を					
ZD /-	誘導することが困難な佐倉城	-    現行計画を踏襲し、居住誘導区域に含めない。				
現行	址公園周辺区域					
計画	土地区画整理事業の実施を前					
	提として市街化調整区域から	明纪书主法	w報! 早分野道屋(およい)			
	市街化区域に編入されたが、事	現行計画を踏襲し、居住誘導区域に含めない。				
	業が実施されていない区域					

※¹除外が適当と判断する場合の基準は、④-3の浸水深3.0m以上、⑤-3、「その他」の全てに該当する場合とする。

# (3) 居住誘導区域から除外が適当と判断する区域

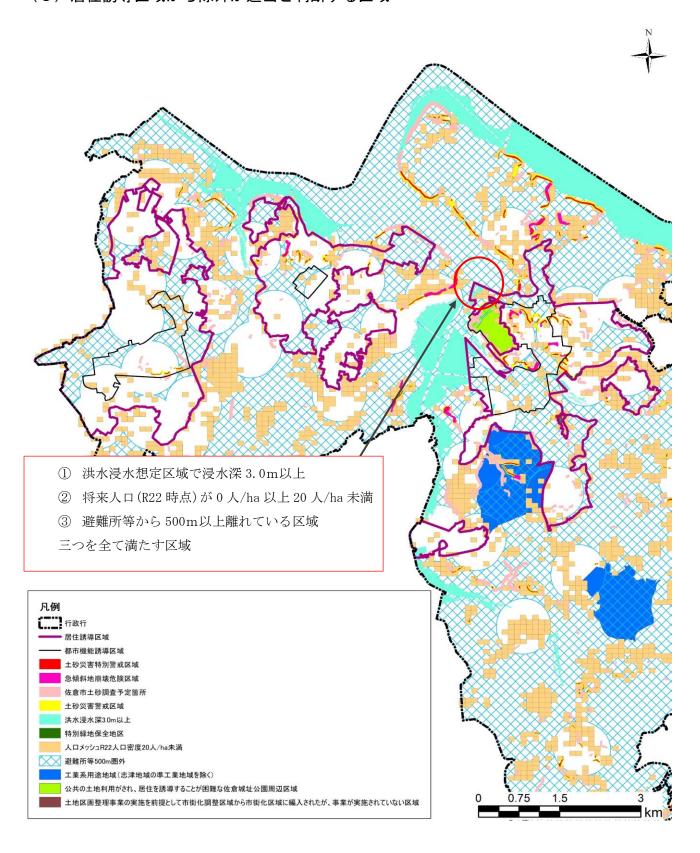


図 居住誘導区域の見直し方針

# 6. 防災施策と目標値の検討

# (1) 防災施策の検討

市内に点在する災害リスクを踏まえ、将来にわたり、安全・安心な居住環境を確保することを目的に、防災分野に関わる計画と連携しつつ、以下の「視点」に基づき災害危険性の回避、ハード対策及びソフト対策を促す施策展開を図ることとします。

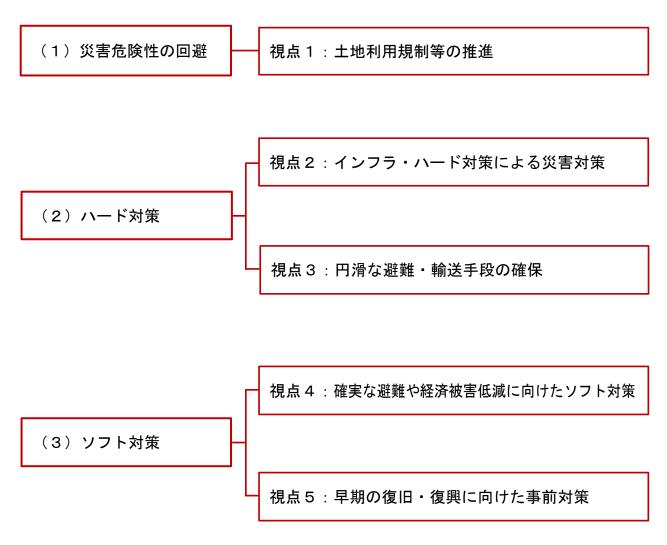


図 防災施策の検討の視点

【視点1:土地利用規制等の推進】

リスク 対策	実施 主体	施策	短期	中期	長期
回避	市	<ul><li>●土地利用規制の検討(居住誘導区域の見直し、 開発の制限等)</li></ul>			
回避	市	●災害レッドゾーン居住者の移転促進			
回避	県・市	●急傾斜地崩壊等対策の検討(推進)			
回避	県	●急傾斜地崩壊危険区域の指定を促進			<b></b>

【視点2:インフラ・ハード対策による災害対策】

リスク 対策	実施 主体	施策	短期	中期	長期
低減	市	●貯留・排水施設整備、雨水流水抑制策の推進			
低減	県	●河川などの基盤整備・維持管理の推進			
低減	市	●下水道管の点検、調査、修繕、改築の実施			<b></b>
低減	市	<ul><li>●地震や液状化による予測調査、滑動崩壊対策の推進</li></ul>			

【視点3:円滑な避難・輸送手段の確保】

リスク 対策	実施 主体	施策	短期	中期	長期
低減	市	●緊急輸送道路及び緊急通行車両の確保			
低減	市	●避難施設・防災機材等の整備			<b></b>

【視点4:確実な避難や経済被害低減に向けたソフト対策】

リスク 対策	実施 主体	施策	短期	中期	長期
低減	市	●防災ハザードマップの周知			
低減	市	●リアルタイム情報発信の推進等、避難情報 の伝達手段の多様化			
低減	県・市	●土砂災害危険個所等を把握する防災パトロ ールの実施			
低減	市	●防災(避難)訓練等の実施			<b></b>

【視点5:早期の復旧・復興に向けた事前対策】

リスク 対策	実施 主体	施策	短期	中期	長期
低減	市	●自主防災組織の強化(活動支援)等			
低減	市	<ul><li>●避難行動要支援者の把握、個別避難計画の 策定</li></ul>			
低減	市	●災害に備えた防災計画を作成(要配慮者利 用施設管理者等)			

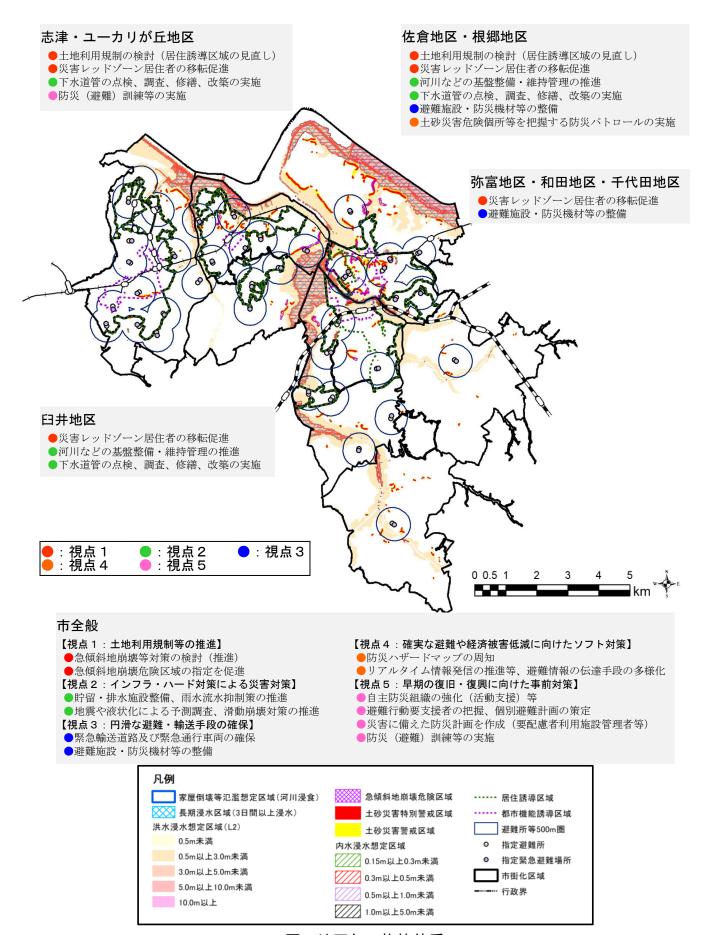


図 地区毎の施策体系

# (2)目標値の検討

防災施策の進捗状況を検証するため、防災まちづくりの方針と整合した目標指標(候補)を以下のとおり設定します。

	方針	目標値候補	備考	
(1)	災害危険性から	①急傾斜地崩壊対策実施箇所		
	の回避	②災害レッドゾーン内の居住者	・防災指針の手引きにて例示さ	
		(家屋)割合	れている居住人口の目標値	
(2)	災害被害発生の	①雨水貯留浸透施設の設置費用	・国土強靭化地域計画における	
	防止(ハード対	補助事業の実施件数	指標と同様	
	策)	②下水道管点検·調査率	・佐倉市下水道施設ストックマ	
	(右記①②から		ネジメント計画と同様	
	1つ、3④から	③都市計画道路・幹線道路の用	・国土強靭化地域計画における	
	1つ選択)	地取得面積	指標と同様	
		④避難所(避難場所)のカバー圏		
(3)	市民や事業者等	① 災害に対して備えのない市	・第5次総合計画及び国土強靭	
	と連携した防災	民の割合(市民意向調査)	化地域計画における指標と同	
	力の向上(ソフ		様	
	ト対策)	② 自主防災組織の件数		
	(右記①②から	③ 要配慮者利用施設における	・100%を目指す。	
	1つ、3④から	避難確保計画の策定件数		
	1 つ選択)			